

『民事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣アルマ）補遺【2020.8】

本書第2刷製作の際に、誤りを修正したほか、刊行後の状況にあわせて、次のように補っています。第1刷をお持ちの方は下記のように読み替えてください。

・目次x頁「2.3.3.5 時効中断の完成猶予・出訴期間」は「2.3.3.5 時効の完成猶予・出訴期間」の誤り。

・6頁9行目および335頁下から2行目の「民執174条」を「民執177条」にあらためる（令和元年法2号による改正）。

・27頁下から8行目

「なお、人事訴訟および家事事件の国際裁判管轄については「人事訴訟法等の一部を改正する法律案」（第196回国会閣法11号）が明文規定を設けることとしている。」を下記のようにあらためる。

「なお、人事訴訟および家事事件の国際裁判管轄については「人事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成30年法律20号）で明文規定が設けられた。」

・53頁12行目から13行目

「船舶管理人（商700条1項）、船長（商713条1項）」を「船舶管理人（商698条1項）、船長（商708条1項）」にあらためる（平成30年法29号による改正）。

・105頁14行目から15行目

「未成年者も、婚姻により成年に達したとみなされる場合（民753条）には完全な訴訟能力を有する。」この規定は、平成30年法59号による改正により、平成34年（令和4年）4月1日以降は削除される。

・114頁下から8行目

「船長（商811条2項）」を「船長（商803条2項）」にあらためる。

・368頁14行目から15行目

「船長（商811条2項）」を「船長（商803条2項）」にあらためる。

・402頁15行目

「船長〔商811条2項〕」を「船長〔商803条2項〕」にあらためる。